

生活保護受けながらの大学進学認められず

「希望世帯に選択肢を」

元ケースワーカー指摘

生活保護世帯の子どもが大学進学する場合、今の制度では、保護を受けながらの進学（世帯内就学）は認められず、大学進学を希望する保護世帯にとって大きな障壁になっている。こうしたケースを支援しようと、政府は一時金の給付などを決めたが、桜井啓太・名古屋市立大専任講師（白名正和）は「進学後も保護が打ち切られない仕組みが必要」と訴える。

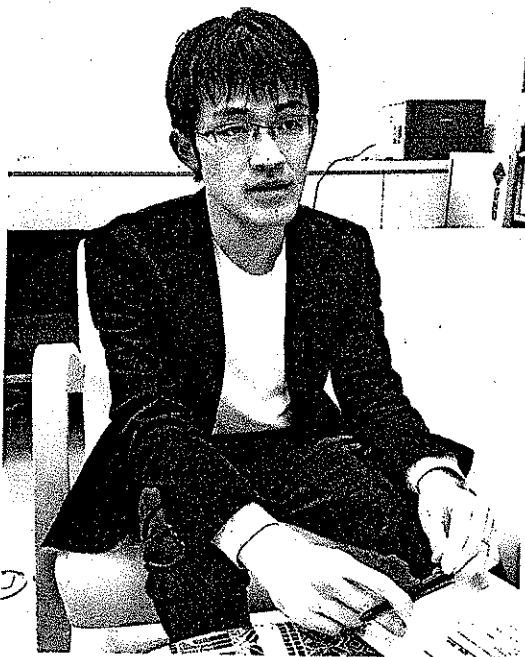
生活保護は就労が原則 円以上、減額された。奨学金借入額は平均で年に約百二十七万円で、学生全体の借入額の平均が三十七万円だったのに比べ、三倍以上に上ることが分かった。

桜井氏は「学業とバイトのしすぎで体調を崩す例、奨学金返済への不安の声もあつた。希望を抱き進学した子どもや若者を、経済的に著しく不安定で困窮した状態においてはならない」と、世帯内就学の必要性を訴える。

桜井氏は昨年春まで堺市でケースワーカーとして勤務。二〇一六年、ほかのケースワーカーとともに世帯分離で進学した百六十八人の生活実態を調べたところ、全体の82%で、世帯分離によって保護費が三万

（白名正和）

世帯内就学の必要性を訴える桜井啓太氏＝名古屋市内で



制度自体は変わらない。「大学進学後も子どもや家庭が貧困に陥らないよう、継続的な生活の保障をする必要があるべき支援の姿。その発想が欠けている」と桜井氏は苦言を呈する。

一方で、厚労省は今年十月から三年かけて生活保護費を削減する。全受給世帯の67%で生活費が削減となる。「一時金をもらっても、削減がそれ以上なら、子どもの親たちの世帯が苦しくなる。そんな中、子どもが『大学に行こう』と思えるか疑問だ」（桜井氏）

生活保護世帯はかつて、高校への進学も認められなかった。それが、高校進学

率が約80%になったことを機に、一九七〇年度に保護を受けながらの高校進学が可能となった。

現在の大学などへの進学率は、内閣府の統計で73・2%（二〇一六年）だ。昨年一月の衆院予算委で塩崎恭久厚労相（当時）は、80%未満であることを理由に「生活保護費を受給しながら昼間の大学に就学する仕組みとはなっていない」と答弁している。

しかし桜井氏は、「内閣府の数字はいわゆる『現役生』だけで、浪人生などが含まれていない。明らかにミスリードだ」と指摘する。浪人生も含んだ文部科学省の「高等教育機関進学率」は一四年で80%、一七年は80・6%だ。

桜井氏は訴える。「生活保護世帯の子どもが全員、大学などへ進学するべきだとは思わない。だが、進学したいけど保護世帯だからできない、という状況は良くない。進学という選択肢は保護受給に関係なく与えられるべきで、まずは世帯内就学を認めることが必要だ」